国会事項

衆　議　院

報告書受領

七月二十九日会計検査院長職務代行検査官河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤びゅう発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう財務大臣に対して是正改善の処置を求めたもの」

人事異動

財　務　省

（国際局次長）財務事務官　梶川幹夫
国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（七月二十四日）

（国際局次長）財務事務官　梶川幹夫
国際局長事務代理を免ずる（七月二十八日）

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　伊藤正人
大臣官房政策課政策情報分析官に配置換する（七月二十七日）

皇室事項

認証官任命式

七月三十日午後二時五十五分、宮中において、特命全権大使竹歳誠、同寺田達志、同末井誠史、同山川鉄郎、同猪俣弘司、同岡田憲治及び同田良原政**隆**の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第13号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第３条第１項及び第２項第４号、第４条第２項及び第３項、第６条第１項及び第２項並びに第８条第３項の規定に基づき、平成24年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成25年８月１日

人事院総裁　原　恒雄

1　第１項各号を次のように改める。

一　経験者採用試験（係長級（事務））
二　外務省経験者採用試験（課長補佐級）
三　外務省経験者採用試験（書記官級）
四　農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））
五　経済産業省経験者採用試験(課長補佐級)
六　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））
七　海上保安庁経験者採用試験（係長級（技術））

第２項第１号を次のように改める。

一　経験者採用試験（係長級（事務））　主として行政事務に関する総合調整及び法令案の作成等の業務に従事することを職務とする係長の官職（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第２項に規定する標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職をいう。以下この項において同じ。）であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

第２項第３号を削り、同項第２号中「（昭和27年法律第41号）」を削り、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

二　外務省経験者採用試験（課長補佐級）　外務公務員法（昭和27年法律第41号）第２条第５項に規定する外務職員が占める課長補佐の官職（同法第５条第２項の規定により外務省令で定めることとされている標準的な官職が課長補佐である職制上の段階に属する官職をいう。）であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

第２項第４号中「農林水産省経験者採用試験（係長級）」を「農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））」に改め、「業務に」の次に「主として技術的な知識及び経験を活用して」を加え、同項第６号を次のように改める。

六　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　国土交通省の所掌する行政事務に関する企画及び立案並びに実施等の業務に主として技術的な知識及び経験を活用して従事することを職務とする係長の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

第２項第７号中「海上保安庁経験者採用試験（係長級）」を「海上保安庁経験者採用試験（係長級（技術））」に改め、「業務に」の次に「主として技術的な知識及び経験を活用して」を加える。

別表第１を次のように改める。

別表第１

採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	第２項第６号に定める官職のうち、国土交通省の内部部局又は本省に置かれる職における主として都市計画及び都市計画事業、都市における緑地の保全、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、港湾等の整備及び管理等に関する事務に係る企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする官職
	国土地理院	第２項第６号に定める官職のうち、国土地理院における主として土地の測量及び地図の調製に関する事務に係る企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする官職
	地方整備局	第２項第６号に定める官職のうち、地方整備局における主として河川等又は道路の整備、管理等に関する事務に係る企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする官職

別表第２を次のように改める。

別表第２

採用試験の種類	区分試験	試　験　種　目
経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験及び人物試験
外務省経験者採用試験（課長補佐級）		基礎能力試験、外国語試験（記述式）、外国語試験（面接）、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
外務省経験者採用試験（書記官級）		基礎能力試験、外国語試験（記述式）、外国語試験（面接）、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））		基礎能力試験、総合事例研究試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）		基礎能力試験、総合事例研究試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	基礎能力試験、総合事例研究試験、政策論文試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
	国土地理院	基礎能力試験、総合事例研究試験、一般論文試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
	地方整備局	基礎能力試験、総合事例研究試験、一般論文試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
海上保安庁経験者採用試験（係長級（技術））		基礎能力試験、総合事例研究試験、政策論文試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験